

事務連絡
令和4年1月25日
(令和4年1月28日一部修正)

教育・保育施設の長様

江別市健康福祉部
子育て支援室子ども育成課長

新型コロナウイルス感染症の陽性者が発生したときの対応について

日頃から教育・保育施設における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止にご協力をいただき厚くお礼申しあげます。

現在、北海道では新型コロナウイルス感染症の陽性者が急激に増加しているため、従来保健所で行っていた保育所・学校・事業所等に対する疫学調査が一時休止されることとなりました。

つきましては、北海道から示された対応手順等について下記のとおりまとめましたので、ご確認くださいようお願いいたします。

各施設の皆様におかれましては、日ごろの感染対策でご多忙のところ大変心苦しい限りですが、陽性者や症状のある方を治療につなげることを最優先とするための取り組みですので、何卒ご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1 職員・園児に陽性者が発生した場合の対応について（施設用）

別紙1「職員・園児に陽性者が発生した場合の対応について」をご参照ください。

「感染の疑いがある方」（これまでの「濃厚接触者」）に当たるかどうかの判断については、別紙1-2「接触者のリストアップと対応方法【保育所・幼稚園編】」3～4ページの基準に従い、各施設で判断してください。

（添付資料）

- ・用語説明と全体の流れ…別紙1-1
- ・接触者のリストアップと対応方法【保育所・幼稚園編】…別紙1-2
- ・コロナ発生時の対応フロー図…別紙1-3
- ・接触者リスト様式（Excel ファイル）…別紙1-4

2 保護者宛て通知文

別紙2のとおり（リーフレットを合わせて配布してください）

（リーフレット）

- ・陽性となった皆様をお願いしたいこと…別紙2-1
- ・「知人が陽性」その時どうする…別紙2-2

3 情報共有の徹底について

児童や同居家族が次に該当する場合は、必ず施設に連絡するよう、保護者宛て文書によりお願いしていますので、相互の情報共有に努めてください。（裏面に続く）

また、(1)～(2)に関する情報は、感染疑い等報告書を用いて、市に情報提供をお願いいたします。

(1) 感染した場合

(2) 濃厚接触者（※事業所等からの「感染の可能性がある方（濃厚接触者）」に特定された場合含む。以下同じ。）に特定された場合

※なお、保護者から園への報告をお願いしている「PCR検査等の対象となった場合（任意の検査を除く）」は、市への情報提供は不要です。

4 施設をお休みいただく期間について

	状 況	お子さまがお休みいただく期間
①	登園しているお子さまが感染した	保健所から指導のあった健康観察期間
②	登園しているお子さまが濃厚接触者(※)となった・同居家族が感染した	陽性者との最終接触日から 7日間 または保健所から指導のあった健康観察期間
③	同居家族が濃厚接触者(※)となった	同居家族（濃厚接触者（※））の健康観察期間 （本来、お子さまに行動の制限はありませんが、感染拡大回避のための措置としてご理解下さい）
④	登園しているお子さまや同居家族がPCR検査等を受ける（任意の検査を除く）	検査結果（陰性）が判明するまでの間

5 保育料の日割り減額について（保育認定0～2歳児クラスのみ）

施設が臨時休園した場合、または「4施設をお休みいただく期間について①～④」に該当しお休みした場合は、従来どおり、保育料の日割り減額の対象となります。

「新型コロナウイルス感染症に係る保育料日割り減額のための欠席報告書〇月分」により、翌月5日までに子ども育成課代表メールへ報告をお願いします。

6 その他

現在、北海道では、オミクロン株の感染拡大に伴い、濃厚接触者の健康観察期間が従来の14日間から10日間に短縮されています（**待機期間は7日間に短縮**）。

また、新型コロナウイルス感染症に関しては、誰もが罹患する可能性のある感染症であり、感染経路不明の患者も増えています。関係者に対して偏見や差別が生じないように配慮をお願いいたします。

今後の対応について、国などの方針変更により、変更となる場合がありますことをご理解願います。

お問合せ先
江別市健康福祉部
子育て支援室子ども育成課
電話：011-381-1030（直通）
Mail：kodomoikusei@city.ebetsu.lg.jp